

出勤者数の削減に関する当社の取組状況について

当社では、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」を踏まえ、業務に支障がなければ、原則、在宅勤務としております。加えて、以下の取組を実施して出勤者数の削減に努めております。

(1) 定量的な取組内容

算定の対象とする従業員の範囲	目標値	実績及び対象期間
テレワーク実施可能な職員（社員の70%） 会社の維持管理に必要な部門（総務、経理等） を除く	出勤者削減率 70%	出勤者削減率 29% （5月17日～5月21日） 35% （5月24日～5月28日）
【主たる部門における実施状況】 上記は本社の実施状況。本社以外に事業所はありません		

(2) 具体的な取組や工夫

テレワーク推進に向けた具体的な取組・工夫
<ul style="list-style-type: none"><li>・業務部門の職員全員にテレワーク用のノートパソコンを貸与。希望者に携帯電話を貸与。</li><li>・Web会議専用の会議室を社内に確保。組織内外における会議等を積極的にWeb会議へ移行。</li><li>・訪問・来社を抑制するため、相手の同意を得てWeb面談、電話対応に積極誘導。</li><li>・セミナー受講のオンライン対応を推進。</li><li>・テレワークを可能とするために在宅勤務ルールを整備。</li></ul>

出勤者数削減に向けた具体的な取組・工夫（テレワーク関連を除く）
<ul style="list-style-type: none"><li>・新型コロナウイルス感染予防の特別休暇を新設。</li><li>・始業時刻を前後2時間以内で変更できる時差出勤制度を整備して実施を奨励。</li></ul>

以上